

特 249
49

産 聯 報

相 談 一 冊 一 冊 一 冊



* 0023169000 *

0023169-000

特 249-49

産 聯 パ ン フ レ ッ ト

全 国 産 業 団 体 聯 合 会 事 務 局

第 1 1 輯

昭 和 1 3

ADD

286

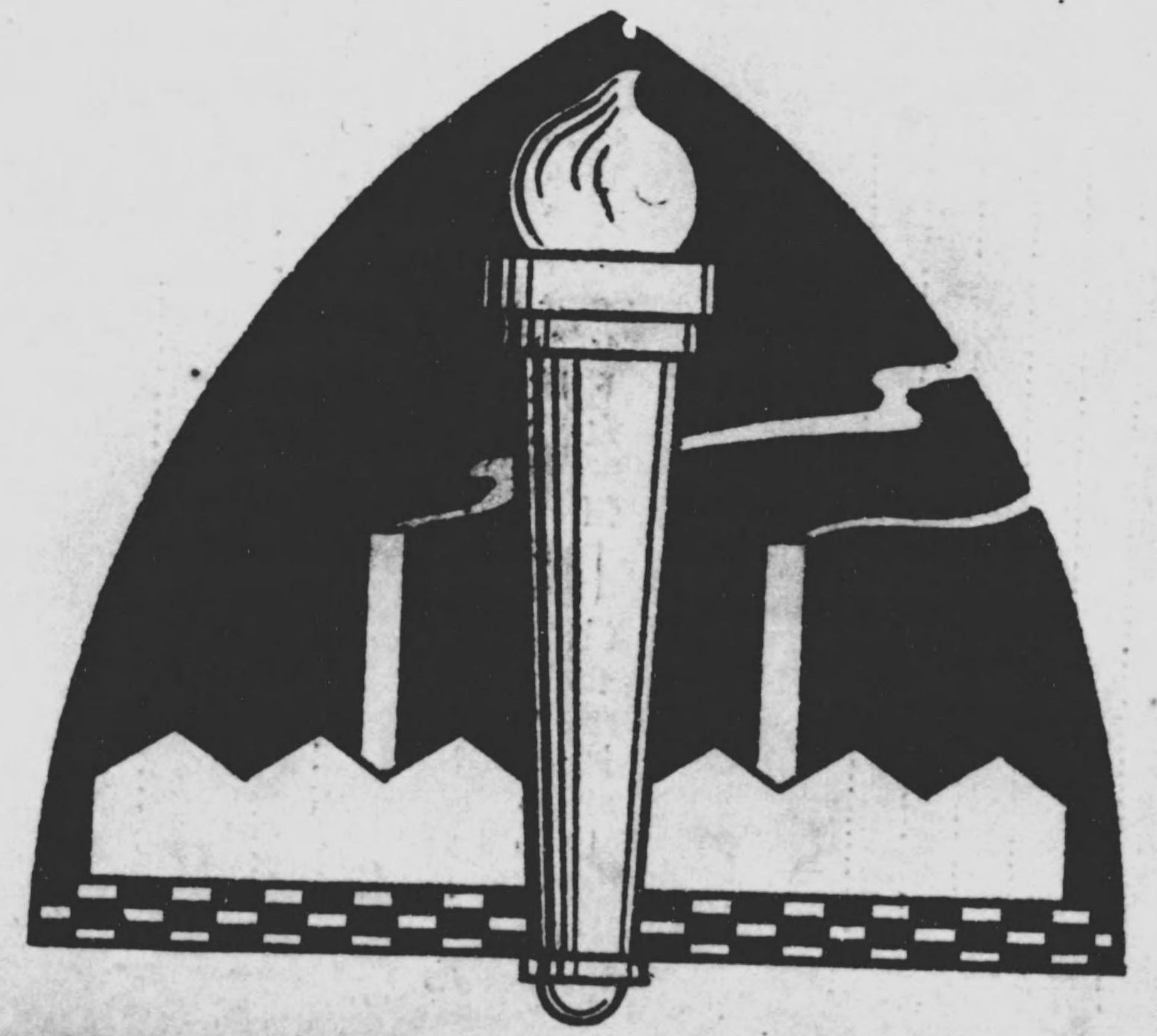
特249

49

トツルアンパ

輯一十第

相諸のルーイデ・ューニ



行發會合聯体團業産國全

38
39

産聯パンフレット第十一輯目次

ニユー・デイールの諸相

一、米國ニユー・デイールの失敗

インフレ政策の再現——ルーズヴェルト政治は三つのR——ニユー・デイールの景氣政策は失敗した

二、ニユー・デイールと労働組合

労働組合の地位躍進——ニユー・デイール政治はストライキの政治——ジョン・ルイスの慧星的發展——CIOの組織まで——選挙の神様ルーズヴェルト大統領——教化機關としての労働組合

彙報

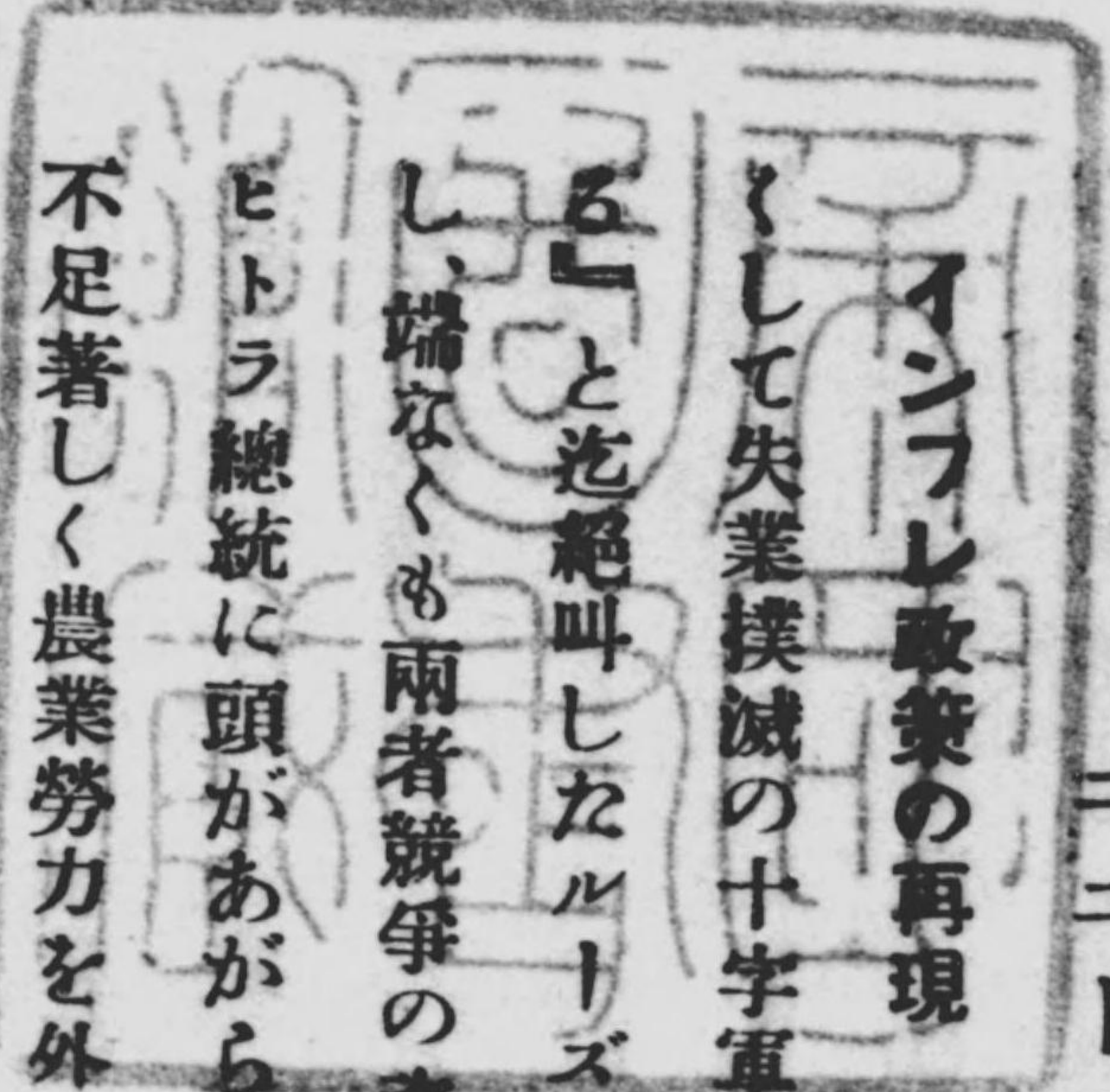
- ◇軍需品工場の交替制實施に關する通牒……………二七
- ◇勞資關係調整方策實施に關する通牒……………二八
- ◇統後援強化週間實施要綱……………三〇
- ◇産業報國會規約の實例……………三三
- ◇關東産聯産業平和委員會に關する報告……………三九
- ◇其後の小賣物價及生計費指數(第四回)……………四〇

特249
49

ニュー・デイールの諸相

全國産業團體聯合會調査課

ニュー・デイールの失敗——景氣の頓挫



インフレ政策の再現 ヒトラ總統とルーズヴェルト大統領は、一九三三年時を同じ

として失業撲滅の十字軍を起した。「我輩が起つても倒るゝも、失業撲滅の成否如何に在

る」と迄絶叫したルーズヴェルト大統領であつた。ヒトラ總統も同じやうな事を宣言

し、端なくも兩者競争の姿となつたが、失業十字軍ではル大統領の方が一敗地に塗れ

ヒトラ總統に頭があがらぬ態である。獨逸では已に失業撲滅に成功したのみか、勞力

不足著しく農業勞力を外國から移入する騒ぎだが、昨秋ウォール街のガラ以來米國の

失業問題は一大逆轉を示した。今年六月米國の失業者數は千二、三百萬人で、千五百

萬人と言はれた一九三三年當時の失業者數に接近したから世間が沸いたのである。ル



ルーズヴェルト政府も一度治りかけてゐたインフレ政策を再び持出さねばならぬ羽目になり、總數四十億弗餘（邦貨百四十八億圓）を救済費に投じて失業撲滅十字軍を再興した。即ち、救済事業促進局並に公共事業局關係三十二億弗、農業救済七億弗が直接失業撲滅費として決定されたのである。併し、此外信用インフレ其他景氣振興策として三十億弗支出が決定され、總額七十一億弗（邦貨二百四十億圓）といふ天文學的數字が、景氣政策を含めた直接間接の失業十字軍費として支出されやうといふのであつて茲に改めて、ル大統領の放膽さが全世界に再確認された。

ルーズヴェルト政治は三つのR ニュー・デイル政治は三本脚の政治だといふ。即ち、救済 Relief、景氣回復 Recovery、社會改良 Reform の三兎を追ふ慾深い政治である。大に社會政策を行ひ、夫れが直ちに景氣政策になるならば、世間に苦勞はいらぬ。動物が前進する場合、二本の足か四本の足を使ふのを普通とする。三本の脚は中途半端である。夫れかあらぬか、施政五年のルーズヴェルトは一向に前進せず、四

五年を周期にして同じ場所をグル／＼回轉してゐる。五年間のニュー・デイル經費二百億弗（邦貨七百四十億圓）と稱せられるが、昨秋來の不景氣打開策として、ル政府は新たに七十一億弗の資金大放出を敢行し、五年前に逆戻りしてニュー・デイル放慢財政を繰返しさうな形勢で、特に救済政治の逆轉が印象的である。五年以前ル政府は緊急救済局 Federal Emergency Administration を設け直接救済を實行した。漸次景氣の立直りにつれて被救済者數を減じ、一九三五年五百萬人となつた時、機構を改組して救済事業促進局 Works Progress Administration を設け、五百萬人中三百五十萬人を同局の管轄とし、殘餘百五十萬人を各州並に都市の救済に移した。政府の失業救済は頗る多種多様固より前述の事業のみに留らぬが、見透しとしては政府の景氣政策が成功するにつれ、失業者は漸次民間事業に吸収され、年に鉅億の支出を必要とする救済費が不必要となり、豫算均衡、健全財政の復活となるだらうといふのであつた。そして、二年以前には政府の見透しが的中しさうな形勢であつたのだが、昨秋ウオー

ル街の暴落に續く深刻な不況は、政府の見透しを根柢から覆し、ルーズヴェルト政府の三脚政治を悲觀のどん底に突き落したのである。

ニュー・デイルの景氣政策は失敗した 昨年春の頃はニュー・デイル政治の好景氣絶頂時代で、労働相パーキンス女史の如き全國放送のラヂオ演説で國民所得の好轉を自讃した程である。昨年九月のことで、パーキンス女史は次の數字をあげてニュー・デイルの成功を立證しようとした。

一九三三年一月乃至三月

一九三七年一月乃至三月

(イ) 製造工業労働者の週所得平均八千七十萬弗

一億九千四百九十萬弗

(ロ) 農民の現金所得八億八千四百萬弗

十七億三千九百萬弗

(ハ) 紐育聯邦準備銀行調査の〔缺損〕

利益

百六十八會社業績

〔四千三百六十萬弗〕

二億五千六十萬弗

(ニ) Aクラス諸鐵道

缺損 九千四百萬弗

利益 千四百十萬弗

然るに、パーキンス女史の怪氣焰と前後してウォール街のガラ襲來となり、不景

氣は益々深刻化して年を越え、今春には一九三三年の恐慌に近い慘狀を呈したから皮肉である。そこで、政府の七十一億弗の大支出案となつたが、今度は國民もル大統領の景氣政策を信用しなくなつてゐる。所謂ポンプ迎え水 Pump-priming 政策、略稱ポンプ政策なるものが國民の信用を喪つたことは、今夏政府が金を撒いて景氣が回復出来るかといふ命題で、國民賛否の模擬投票をやつたところ、五對三の割合で反對派が勝つた事實が之を語つてゐる。

ルーズヴェルト政府は、購買力景氣説の信仰並々ならぬものがあつた。勞銀増加に依つて國民大衆の所得が増加すれば、消費増大して景氣が直るとの建前で進んだが、此の景氣打開策は失敗に終つた。失敗には種々の原因があつたが、その一大原因は物價政策の失敗から來た。勤勞階級の貨幣所得が増加したことは事實であるが、物價は夫れに先廻りして騰貴した爲め労働者の生活改善は一空に歸した。ニュー・デイル經濟政策の批評に於て一方の權威であるブルツキングス研究所 Brookings Institution

はN R Aの成果について次ぎの結論を下した。

(1) 労働者の時間給はN I R A (産業復興法)の結果一〇%増加したが、生計指数も一〇%昂騰した。

2) N R Aの結果、全国勤勞階級の三分の一は却て購買力低下した。即ち、官吏、農業労働者、家庭労働者等は何等増給なく却て生計指数一割昂騰で打撃を受けた。

右の状態はN I R Aが一九三五年五月廿七日聯邦大審院で違憲判決を與へられ、青鷲の葬式が行はれる迄繼續した。要するに、ル大統領の購買力景氣論の失敗は今や已に蔽ふべからざる事實となつた。今春四月七十一億弗のポンプ政策が聲明されたる際倫敦エコノミスト誌もル大統領の政策の根本的誤謬を大要次のやうに指摘した。曰く昨年秋からの米國不況に際し『消費者ストライキ』 Consumers' Strike なるものが起つて、不況激化の重大原因となつたが、是れはル大統領の労働政策、經濟政策の根本的缺陷を曝露したものだ。大統領は賃金引上げ、労働時間減少を目標にし、其の經過は

次の數字となつて具體化した。(National Industrial Conference Board 調査)

時間	給(平均)弗	一九二九年八月	一九三六年八月	一九三七年八月
週給所得(平均)弗	〇・五七八	〇・六一六	〇・七一三	
週労働時間數(平均)	四八・四〇	四〇・〇〇	三八・九〇	

右の如く時間給は二四%激騰し、夫丈け生産費増加を來したにも拘はらず、労働者の實收は、却て減少した。加之、物價騰貴のため實質賃金減少し、名目賃金、實質賃金の兩方面から二重の打撃を受けた。此の悪影響は數年間表面化しなかつたが、昨年夏から今年夏への一年間に爆發して殆ど恐慌的な不況となつたものである。此の一年間に小賣物價九%騰貴し建築費一八%暴騰した。其結果として所謂『消費者のストライキ』が擡頭し小賣々上額の減少とはなつた。要するに生産を減じ乍ら多くを消費するといふ、ニュー・デイルの政策は一場の空想であること、此の政策の強行が國民

八
經濟の破綻に終る外なきことは、米國のル大統領の政治並にフランスのブルム人戰内閣政治に於て實證されたのである。

更に注意すべきことは、大統領が其の景氣政策に於て失敗せる如く、社會改良政策の一角に於て重大失敗を招いたことである。政府當初の目標は有産階級の購買力を國民大衆に移して資本主義機構に修正を加へんとするに在つたが、ニュー・デイル政治の實績は、國民所得の社會各階級間に於ける分配状態に殆ど變化のなかつたことを示した。即ち次の數字は、ニュー・デイル政治下の勤勞階級の所得が政府の期待を裏切つて何等増加しなかつたことを示してゐる。

賃金、俸給（勤勞）所得の國民所得總額に對する割合

一九一九年（好況時）	………六四・三%
一九三二年（恐慌の底）	………六一・七%
一九三五年（ルーズヴェルト政治三年目）	………六二・九%

二、ニュー・デイルと労働組合——AFLとCIO

労働組合の地位躍進 米國のニュー・デイル政治は、僅か半年の間に米國労働總同盟AFLが半世紀かかつたことを完成したとの評がある。洵にルーズヴェルト政治と共に労働組合の地位が激變し一大飛躍を遂げたことは、ブルム社會黨政府下に於けるフランス労働組合の夫れと同様である。フランスの或る學者は、ルイスの率ゐるCIOを以てネオ・サンチカリズムとなし、米國に於ける労働組合獨裁政府の端緒を認め、労働組合の地位躍進の結果、米國の資本主義機構に根本的變化が將來されんとする形勢を認識せんとする程である。發端は、例の産業復興法(NIRA)第七條Aの規定に依つて、(イ)労働者の組合組織の自由(ロ)團體交渉權の確立の二大原則の外、會社組合Company Unionの排撃、最低賃金、最高労働時間、少年労働禁止等、米國労働史上の劃期的立法を試みたことであつた。NIRAの制定後二年、一九三五年五月廿七日聯邦大審院の違憲判決に依つて産業復興法は葬られたが、第七條Aの規定はワグ

ナ法に依つて換骨脱胎されて命脈を継ぎとめた。然も、ワグナ法は昨年四月十二日聯邦大審院に依つて其の適法なることが確認され、(1)労働者の團結權、(2)代表者の自由選擇、(3)使用者は従業員過半数の團體を唯一の交渉團體として認むることを強制されること、(4)使用者は右團體との交渉を拒絶し得ざることが確認された。更に別に述ぶる如く今年の聯邦議會に於て、最低賃金並に労働時間法が制定されたので、ルーズヴェルト政府は米國労働者のマグナ・カルタの重要な數章を確立したことになつた。

ニュー・デイル政治はストライキの政治 ニュー・デイル政治は即ちストライキ政治たるの奇觀を呈した。ルーズヴェルト政治がさうであつた如く、フランス版ニュー・デイルたるブルム社會黨内閣の政治もさうであつた。米佛兩國は世界を獨裁國と民主々義國に二分して宣傳これ努めるのであるが、事實はストライキ國と非ストライキ國の二大分野に世界の列強が分割されてゐる。即ち、米佛兩國の排撃已まざる獨佛兩國は非ストライキ國であり、米佛兩國のストライキは往々にして内亂に近い紛

擾を醸した。昨今フランスのダラヂエ内閣を悩ましたマルセイユ港の罷業では、軍隊が出動して荷役をやつたやうである。昨年の米國の如き罷業騒ぎで軍隊の出動をみたること幾度、内亂國たるの外觀をさへ呈した。従て、米佛の所謂民主國は内亂性罷業國として富の分配の紛争に熱中せるに反し、獨伊兩國は非内亂國として富の創造に没頭するとも云はれる様な奇現象を呈してゐるのである。米國労働省の月刊誌『労働評論』も次のやうに述べてゐる。

『昨一九三七年は米國史上空前のストライキ年であつた。罷業回数から言へば一九一七年は殆ど昨年に匹敵し、又罷業労働者數から言へば(一九一九年が昨年の倍以上といふ特例を除き)他の何れの年度よりも昨年多かつた。』一昨年末から昨年へかけての米國のストライキが前例のない重大性を持つてゐるのは、自動車工業とかスチールとか從來難攻不落とされてゐた米國の主要産業がルイスの率ゐるCIOに攻略されたためであつた。當時に於けるルイス一派の進出ぶりは全く物凄いもので、フランス

の學者が之を以てネオ・サンチカリズムの出現とみたのも無理からぬことであつた。

ジョン・ルイスの彗星的發展 茲にニュー・デイル下米國労働界の彗星的人物ジョン・ルイスが登場する順番である。一昨年から昨年へかけてのルイスの人氣は非常なもので、新聞には毎日、大きな寫眞や漫畫の似顔が載るし、ルーズヴェルト大統領を押し退けて新聞面にのさばつたものだが、去年の後半から人氣者ルイスの星も傾き殊に今年五月には一大痛棒を喫してゐる。今秋十一月は全米に選舉戦が展開される。今年米國の選舉年で、春から已に各地に其の豫選が行はれてゐる。五月ペンシルヴェニア州で行はれた豫選も其の一つで、ルイスは現に同州の副知事であるケネディ(ケネディはルイスの統率する米國坑夫組合の役員である)を州知事候補に推して政戦に臨んだがケネディは豫選で敗北した。ルイスに労働黨組織の政治的野心あり 睨んでゐた財界其他右翼諸勢力の安堵と喜びは非常なもので、昨年から人氣失墜の形勢を認められたルイスの急進主義も愈々壁に突當つたかの印象を與へた。ルイスの猛攻突

撃の戦法は已に彼の部下にさへ反動を惹起したらしく、今度のケネディ選舉戦に際しては度重なる政治資金の徴收に不平を懷くルイス配下の組合労働者連が親身になつて自派のケネディを應援しなかつた。

風雲兒ジョン・ルイスは今年五十八歳、年少十七歳にして炭坑夫となつてからの四十餘年を労働界に戦ひ續けた男である。會つての印象は彼の眉だ。芋蟲のやうな太い眉だ。本人はナポレオンを以て任じてゐることだが、眉はビスマルク張りのいかつい眉である。恐ろしく特徴のある顔で、新聞漫畫家の寵兒である。米國人はルイスの風貌を巖のやうだと形容する。精力の絶倫を語る巖の顎ださうだ。心持ちは奈翁、眉はビスマルク、巖の顎、洵に容易ならぬ人物ではある。年少頗る研究心強く、好學、加へて自己の運命の偉大さを確信して疑はなかつた。三十一歳の時労働總同盟首領ゴムバースに見出されたのが出頭の初まりで、やがて坑夫組合の統計主任に任命された。數字を得意とするルイスが生來の政治家といふに於て、財界には恐ろしい敵手だと言

はねばならぬ。ルーズヴェルトが大統領に就任した一九三三年には、ルイスは已に米國坑夫の組合長十三年の貫祿を積んでゐたが、當時のルイスは逆境のドン底でニュー・デイルがルイスの起死回生の機縁となつたものである。

石油其他の燃料の壓迫を受けて、炭業界が左り前になつたことが、直ちに坑夫組合 United Mine Workers の没落となつた。四十幾萬の組合員は十五萬人臺に激減し組合長ルイスの拱手傍觀の無爲無策は配下の呪咀的となつてゐた所に、ルーズヴェルト大統領の恐慌克服政治が開始された。當時ブレン・トラストの筆頭モレ教授に招かれてニュー・デイルの畫策に走せ參じたことがルイス起死回生の因となつた。ルイスの政策は資本、労働、政府の三部制で企業の運営に當るといふ案であつた。ルイスの最後の目標は、労働者の事業經營介入に在るやうだが、當時はそこ迄は發展せず先づ労働組合の地位を確立、向上せしめて使用者への對等的地歩に近づかうとした。ルイス案は政府に容れられ、NIRA第七條Aの規定となつて具體化したのである。

ルイスに取つては一世一代の好機到來である。茫然自失のルイスが獅子の飛躍に移つた。組合の資金七萬五千を賭けた乾坤一擲の戦が始められた。自動車、トラック、旗スローガン、全米炭坑地方の東西南北に組織隊が飛ぶ……ルーズヴェルト大統領は俺達の味方だ！ルイス組合長と大統領が手を握つてる！オルガナイザが喚き立てたのである。尾羽打ち枯らした坑夫組合は茲に空前の大飛躍を遂げ十五萬人の組合員が僅か二ヶ月の間に五十一萬五千人に飛躍し、風雲児ルイスのちらが天下とはなつたのである。

CIOの組織まで勢に乗じたルイスは、米國労働總同盟の左翼を率ゐて益々其の攻勢的態度を強化して行つた。争ひの題目は總同盟内部の舊い禍因たる職業別組合對産業別組合の問題である。總同盟五十幾年の歴史は職業別組合 Craft Union を主潮として來たが、大量生産の勃興につれて熟練に依頼するクラフト・ユニオンの勢力は失墜して行つた。工業の機械化が熟練工の地位を脅かして來たことは、年産額二十幾億弗の自動車工業、——米國一二の主要産業たる自動車工業が次第に熟練工の工業でな

くなつた事實が之を明示する。即ち自動車工業の工程中

四五%は.....	一日乃至三日間
三五%	一週間
七%	一週間
一三%	一ヶ月乃至一年以上

で習得出来るといふ工業界の激變は、米國勞働總同盟の熟練工中心主義を恐ろしく時代後れのものにした。クラフト・ユニオンでは今後の發展を期待し難くなつたのである。ジョン・ルイスが産業別組合 Industrial Union への轉換を主張し、非熟練工をも傘下に抱擁する各種産業別組合を以て勞働組合の飛躍的發展を狙つたのは、米國工業の發展過程に調子を合せようとしたものである。米國勞働總同盟内部に於ける此の兩派の争はルイスの勢力躍進につれて激化し、一九三五年十一月ルイスは遂にCIO、即ち産業別組合組織委員會 Committee for Industrial Organisation なるものを組織し

て總同盟會長グリーン一派との抗争を開始した。夫れ以來の米國勞働界は勞資間のストライキ戰に配するに總同盟 AFL (American Federation of Labor) 對CIOの戰ひで三派鼎立戰の觀を呈し、現に今春來の政戰では、AFLはCIOの候補を叩き落とすために反對黨を應援する始末である。五月のペンシルヴェニア州知事豫選で坑夫組合役員ケネディ(現に同州副知事)が敗れたのもグリーン一派AFLの反對が大に影響してゐる。とまれ、CIOの略字が、茲兩三年來米國新聞紙上で、最も通りのいふ言葉になつてゐる事實からみても、ルイスの活躍ぶりが察せられる。CIO樹立當時の組合勞働者數は九十萬人と稱せられたが、昨今已に總同盟を抜き、總同盟の三百六十萬人(組合員)會費歲入約百二十萬弗、邦貨約四百四十萬圓)に對しCIOは三百七十萬人(會費歲入約百八十萬弗、邦貨六百六十萬圓)と稱せられてゐる。一九三六年秋の選舉でルーズヴェルトが大統領に再選された時、ルイスのCIOの援助に負ふ所頗る大であつた。一九三三年以來ルイスとルーズヴェルトとは相互に助け助けられ

た關係だが、此のルーズヴェルト再選確定後、米國全土には恐るべきストライキ戦が展開された。丸三ヶ月に亘つた太平洋岸の沖仲仕罷業を始め、潜水艦工場、航空機工場の如き軍需工業から自動車、製鋼、電機、綿業、ゴム、等々、内亂のやうなストライキ騒動が各地に勃發した。侵冠不可能視されたスチールや自動車にも火がついた。ゼネラル・モーターズでは米國最初といふ大仕掛けの工場占領 Sit-down Strike が四十三日も続いた後ルイスの勝利に歸した。U・S・スチールの一構成分子たるカーネギー・イリノイス會社の外、更に二三鋼鐵會社を衝いたルイスは戦はずして勝利を得た。米國の重要産業であり、從來絶対に組合の侵入を許さなかつたスチール、自動車の一角を攻略したルイスの猛進ぶりは、不可能を克服した英雄兒の仕事でもあるかのやうに米國人を驚かし、且つ眩感した。併し其の頃がルイス得意の絶頂時代で、昨年六月には Little Steel (ユー・エス・スチール其他二三の大會社以外の製鋼會社) の争議に惨敗、CIOの華々しい記録に最初の黒星がついた。その頃からCIOもルイ

スも漸次米國民 人氣を失ひかけた。人氣失墜の原因は、一二年間ルイスの華々しい動き 眩惑されてゐた米國人が冷靜にCIOを批判し始めると共に、その危険性を警戒 始めたからである。

米國労働總同盟がダラ幹の集のやうに罵倒され乍ら半世紀以上も米國の大勢力となつてゐるのは、其の賢明な政治不介入主義の賜だ。労働組合が國內の一大勢力に發展した後、更に政治的勢力に結成すれば如何なる慘狀を呈するかは、三四年來のフランスが之を明示してゐる。一九三六年の再選前後から大統領は進歩的な新黨組織を匂はせたことも幾度かある。ルイスも表面夫れを否認し乍らも、彼の腹の底には労働者の政黨を作る大望が潜んでゐるかに想像されてゐる。然も、米國の大衆は階級的な労働政黨の組織には反對だ。幻覺かどうかは知らぬが、米國のデモクラシーには階級なしとする彼等の信念、といふも寧ろ其の感情が労働政黨を排撃する。ルイスは米國デモクラシーの擁護者を以て自任し、社會主義や共產主義排撃を言明するが、米國中産

階級はルイスの心底深く政黨組織に伴ふ階級闘争激發の意秘めらるゝものと推察し、之がルイスの人氣を衰へさせる一因となつた。ブルム人民戦線内閣以來、労働組合政界支配に虐めぬかれてゐるフランスの一批評家が米國中産階級の元氣氣魄を次のやうに禮讚するのも面白い。曰く『米國中産階級はフランスなどではみられないやうな責任感を持つてゐる。米國の中産階級は俯拔や卑怯者でない。彼等は必要に應じては自ら街頭に進出し、自分の力で秩序を維持する。現に昨年春の大罷業の際秩序破壊の危険に陥つた各地では市民自ら街頭に進出して自衛團を組織し自らの秩序防衛に當つた例が多い』と。

選挙の神様ルーズヴェルト大統領 米國財界に於けるルーズヴェルト排撃熱は殆ど爆發點に達してゐる。財界人が數人寄せ集まれば、辭書に有りつたけの呪咀惡罵が大統領に向けられるさうで、夫れかあらぬか、大統領外出時の身邊の護衛といふのが、是亦また史上空前の嚴戒だといふ。昨秋ウォール街の暴落に續く不況の深化と共に、大

統領の人氣は顛落し米國名物男ルーズヴェルト大統領も愈々最後の日が来るかに思はれた。大審院改革案とか、行政機構改革案とか彼の名譽をかけた重大法案が議會で葬られ、大統領已に恐るゝに足らずとみてか、與黨議員中にさへ叛旗を翻す者が現はれる始末であつた。所が、愈々今秋の總選挙を控え、各地の選挙が始まるに及んで選挙の神ルーズヴェルトの眞價が再確認された。其のキツカケは今年六月初旬舉行されたフロリダ州選出の聯邦上院議員の豫選で大統領派のニュー・デイル候補が堂々勝利を収めた事件である。世間一般も驚いたが、膽を潰し仰天したのは與黨中の叛逆分子で大慌てに叛旗をヒツ込めた。例の『最低賃金並に労働時間法』が議會を通過したのもこれが爲めであつた。あれだけ人氣の落ちた大統領でも、選挙となればまだ勝味を失つてゐない。選挙民は不景氣が大統領の責任でないかと判断したのではないが、何十億の救済金の放出を徳としてゐるのだ。政黨華かなりし日本政界にも『我田引鐵』時代なるものがあり、反對黨の切齒扼腕も我田引鐵政策の前には一敗地に塗れた。米

國の共和黨が大統領の救済政治をいかに痛罵しても、選舉民は動かかない。共和黨の世になればルーズヴェルト程の大盤振舞がなくなることを知つてゐる彼等は、矢張りニユー・デイル候補に投票するため、是非善惡を他所に、ルーズヴェルト大統領の選舉の神さま振りには微動だもしないことになる。大統領の任期はあと二年だが、今秋上院議員の三分の一、下院議員全部、州知事等の總選舉戦では又々ニユー・デイル派の勝利に終るのではないかとみられてゐる所以である。殊に、七十一億弗の新ポンプ政策が利いて景氣も頗る立直り、秋高景氣を見越されてゐることは、益々大統領の陣營を明るくする一方、財界人は憂鬱にならざるを得ないだらう。

教化機關としての労働組合 ドイツ、イタリの如き全體主義國家では、労働者の團體を教化機關とし、完備した娛樂設備や集會を利用して獨特の國家思想を吹き込む工夫になつてゐる。米國の労働組合にも可なりの種々相があり、鐵道従業員の四大組合の如き、A.F.L.にもC.I.O.にも參加せず、互助組合の傳統を守り、組合自身千萬弗長

者といふ變つたのがある。組合は或は數百萬弗を投じて市俄古摩天樓ビルを建築して家主業を營む。或は自ら炭坑を買入れて經營し、労働條件に就て坑夫組合のジョン・ルイスと争つたりする。鐵道事業では労働者だが、組合員としては堂々たる資本家、一身を兩體に使分ける變つた労働組合だ。併乍ら、米國労働界の異彩は、近頃ルイスと共に賣出してゐるデュビンスキ David Dubinsky の率ゐる婦人服労働組合 I.L.G.W.U. (International Ladies Garment Workers Union) である。

米國の富力や社會情勢を考へたならば此の組合などこそ米國労働界將來の針路を暗示するのではないかと考へられる。面白いのはデュビンスキの組合觀だ。彼は労働組合なるものは、資本家と労働條件を押問答する機關といふやうな唯物的なものであつてはいけない、組合は同時に人間の教化、修養の機關だとの信念から着々之を實行してゐることだ。組合は生活態度を教へるものだとの抱負である。組合員二十六萬、會費歳 百五十萬弗(邦貨五百五十萬圓)しかもデュビンスキの天才的な財政手腕がある

ので、計畫を實行する財力に不足はない。全米の組合支部の教育部では、米國史、時事問題、議會法、労働問題、組合事務實習等の課目に就て、米國有數の名士が講壇に立つ。一方、娛樂機構の整備は恐らく世界第一でないかと言はれる程で、労働者の趣味の向上、教養の洗練に深い意が用ひられる。野球、蹴球、籠球は言ふに及ばず、音樂團四十を算し、紐育には『労働劇壇』を有し、組合歌劇團がアイーダを上演するかと思へば、映畫班は藝術映畫ゾラを提供する。組合で繪畫展覽會も開く。教化部では組合の有望學生を大學に送つてゐる。數年前組合はペンシルヴェニア州フォレスト・パークに五十萬弗を投じて某富豪の別莊地を購入して別莊を築營、千人の宿泊所を設けた。一枚の組合證さへあれば食事附一週十九ドルで別莊暮しが出来、テニス、水泳乗馬が楽しめる。デュピンスキは、組合は財政的に自立するだけではまだ不充分である、組合員の威嚴と自尊のため宜しく積極的に公共事業に寄附すべしとの意見で、組合の帳簿には米國赤十字社への寄附一萬弗、羅府病院への寄附七萬五千弗、紐育萬國

博覽會債券投資十萬弗等が記帳されてゐる。更に組合の一つの誇りは紐育市に堂々たる大病院を組合で經營してゐること、毎年九萬人の組合員が此處で低廉親切な醫療を受けてゐる。組合費問題に關するデュピンスキの意見も變つてゐる。米國の労働組合では、會社が賃金を支拂ふ際に組合費を天引させ、組合費の集金を確實にしてゐる。此の組合費天引 Check-off は組合財政の基礎を鞏固にし、組合としては實行を必要とする事柄だ。爭議の題目に往々天引問題が加はつてゐるのも之がためであるが、デュピンスキだけは此の組合費天引に反對してゐる。組合員が組合を自分のものとして考へ、自分のものとして組合を大切にするやうに教育するためには、天引の如き強制策は不可である、宜しく各自の自由意思に任すべきだとの意見だといふ。彼の變り者である一面を語る資料であらう。デュピンスキ、當年五十七歳、米國労働運動の大先達で組合の若者には保守的だとか頭が舊いとか攻撃される。併し、労働組合は飽迄堅實日建設的なものでなければならぬといふ彼の信念が、世界隨一といふ教化機構や、優れた

娯樂設備大病院などを彼の組合に與へたものであらう。

彙

報

◇軍需品工場の交替制實施に
關する通牒

厚生省に於ては生産力擴充に伴ふ勞働力の維持培養を圖る爲昨年十月「軍需品工場に對する指導方針」(全産聯合報號外昭十二・十・六・參照)を各地方長官宛通達しそのうち交替制採用に關する事項については特に研究中であつたが、去六月二十三日閣議決定の次第もあり、物資動員に基く失業對策等時局の推移に伴つて一層之が急速實施を必要とするに至つたので去八月十九日左の如く實施要綱に基づき全國軍需品工場に對し交替制採用に付指導すべき旨地方長官宛通牒を發した。

軍需品工場に於ける交替制實施要綱

現下の情勢に鑑み軍需品工場 工作機械及び原料材料等の基礎工業を含むに於ける既存の設備を利用し

其の生産力を最高度に發揚し併せて勞働力の保護を期する爲には交替制を實施するの要あり交替制の採用に付ては昭和十二年十月「軍需品工場に對する指導方針」に於て示したる所なるも特に左記事項に留意すること

- 一、交替制の方式に付ては作業の種類、勞働事情等を考慮し最大の生産を擧げ得る制度を採用すること
- 二、一日の就業時間は十二時間以内とすること但し交替班の轉換日に於ける就業時間は十八時間を超えざること
- 三、危険又は衛生上有害なる場所に於ける業務、重量物を取扱ふ業務、特に注意力思考力を必要とする業務又は多數の保護職工を使用する業務に付ては出來得る限り短き就業時間に依る交替制を考慮し實施可能なる場合は三交替制を採用すること
- 四、交替班の轉換は十日を超えざる期間毎に之を行ひ其の際成るべく休日と與ふること、但就業時間十時間以内の交替班の轉換に付ては十五日を超えざる期間毎に之を行ふを妨げざること

- 五、交替制による就業時間の短縮の場合に於ける賃金 其の他の給與に付ては特に留意すること
- 六、新入不熟練工は相當の期間特別の指導を加へたる 後交替班に編入すること
- 七、作業工程を出來得る限り分業化し單純作業への轉 換を計ること
- 八、夜間照明を充分ならしむると共に眩輝を起さざる やう電燈の配置、器具等に注意し照明を充分ならし むること
- 九、夜間勤務者の休養、榮養に留意すること
- 十、職工の増加に伴ひ寄宿舎又は住宅の施設に考慮を 拂ふこと
- 十一、職工の募集に付ては原則として職業紹介所を利 用すること

◇勞資關係調整方策實施に 關する通牒

厚生省は去八月二十四日勞第五五號を以て厚生内務

の厚生と國力の充實とを圖り以て國家の興隆に貢獻するに在り、從つて産業に従事する者は事業主も従業員も相共に産業の國家的使命を體し各々其の職分を盡して渾然一體となり産業を通じて國家に奉じ以て皇運を扶翼するの覺悟を有せざるべからず、即ち事業の經營に當る者は事業は單に自己の利益の爲にのみ存するにあらず、國家の發展の爲に存するものなることを深く認識して産業報國の精神を以て經營の任に當ると共に従業員に對しては物心兩面に互り其の福祉の増進に努むる所なかるべからず、又勤勞を以て産業に従事するものは勤勞は單に自己の生活の爲にのみ爲さるるにあらず、國家の興隆に貢獻するが爲に爲さるるものなることを深く認識して産業報國の精神を以て勤勞に努め忠實に其の職分を盡して事業の發展に協力する所なかるべからず、叙上勞資一體産業報國の精神は勞資關係を規制する根本の基調にして本精神を普く勞資雙方に對し涵養徹底せしむることは現下の時局に鑑み最も喫緊の要務なりと認めらる、本件に關しては先般來各種

兩次官の連署に依り各地方長官宛次の如き依命通牒を發した。此の際各社に於ても本通牒の趣旨を體し産業報國會又は之に準ずる機關を設置し若くは既存の機關を整備擴充せられんことを重ねて希望する次第である

勞資關係調整方策實施に關する件依命通牒

最近に於ける勞資の關係を見るに勞資雙方共克く時局の重大性を認識し極力相互間の摩擦を避け協心戮力して産業の平和と生産力の擴充とに努むるの態度を示しつつあることは甚だ喜ぶべき傾向と認めらる、然れ共今後時局の推移に伴ひ産業勞働界に幾多複雑困難なる問題の相次いで惹起することなきを保し難きに就ては此の際斯かる氣風を益々助長すると共に、更に進んで勞資の關係を調整すべき確固たる方策を樹立するの要極めて緊切なりと謂はざるべからず、惟ふに産業は事業主従業員各々其の職分に依りて結ばれたる有機的一體にして其の間階級の對立、利害の衝突等の存在すべきものにあらず而も産業究極の使命は之に依て國民

の會議に際し既に屢々訓示指示せられたる所にして各位は其の趣旨に従ひ既に御配慮中のことと意料せらるるも今回別添の如き勞資關係調整方策要綱の決定を見たるに就ては爾今本要綱に依り實施相成所期の目的達成上遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也。

勞資關係調整方策要綱

- 一、勞資雙方に對し皇國産業の本義たる勞資一體産業報國の精神を普及徹底せしむること
- 各種の會合等勞資に接觸する機會を捉へて本精神の強調宣揚を圖り他面之が爲の講演會、懇談會等を開催すること
- 二、各事業場内に右の精神を具現せしむる目的を以て左記要綱に依り團體（例へば産業報國會）の設置を勸奨すること
- (一) 組 織
- 事業主従業員雙方を含めたる全體組織のものたること

(二) 目的

事業主従業員雙方をして産業の國家的使命を體して
勞資一體産業報國の精神の把握並に實踐を期せしむ
ること

(三) 事業

(イ) 懇談會の開催

勞資懇談の機關(委員會)を設け産業報國の精神
を基調として能率増進、待遇、福利、共済、教養
其の他各般の問題に互り隔意なき懇談を遂げ相互
の完全なる理解と協力とを實現し勞資一體産業報
國の實を擧ぐるに努むること

委員の決定、委員會の構成並に會議の方法等は各
事業場の實情に應じ適宜之を定むること但し従業
員たる委員には従業員自ら選びたるものを加ふる
を適當とす

(ロ) 教養、保健、福利、共済、慰安其の他の諸施
設にして特に本團體の事業として行ふことを適當
とするものは之を本團體の事業として行ふこと

(四) 事業場の事情に依りては前項(イ)のみを行ふ
團體たるも差支へなきこと

(五) 本團體設置の勸奨は大體従業員百人以上の事業
場を以て差當りの目標と爲すべきも事業場の事情に
依り適宜考慮すること

(六) 本團體設置の勸奨に當りては其の趣旨を充分納
得諒解せしむると共に之が運用に付ては設置の目的
を充分に達成せしむるやう啓發指導に努め其の充實
を期せしむること

(七) 事業場に於ける既存の團體若は機關にして本團
體と精神機能を同じくするものある場合には別に本
團體を設くるの趣旨に非ざること

(八) 本團體を設置したることを理由として労働組合
の解散を強ふるが如き舉に出づることは之を避けし
むること

◇ 統後援強化週間実施要綱

今般政府に於ては來る十月五日より同十一日迄一週

間本要綱に基き統後援強化週間を實施することとな
り去八月二十日附書面を以て傷兵保護院より本會宛記
事掲載方の依頼があつたので、本會關係者の參考に資
する爲左に掲げる次第である。

統後援強化週間實施要綱(昭和十三、八、四)
次官會議決定

一、趣 旨

事業長期に互るに従ひ統後援は益々其の重要性を
加ふるに至れり此の秋に當り統後援強化週間を設
け一層統後援に關する國民の認識を深め特に戦
軍人の遺功を偲ぶと共に傷病軍人及出征軍人等に對
する感謝の念を昂揚せしめ以て國民各層の日常生活
を通じ之が具現永續を圖り併せて傷病軍人、戦
軍人の遺族及出征軍人の家族等に對する援護の完璧を
期せんとす

二、期 間

自昭和十三年十月五日
至昭和十三年十月十一日

一週間

三、實施要項

(一) 慰靈並祈願

(イ) 各自戦敗軍人の墓參を行ふ等適當なる慰靈
の方途を講ずるの外本週間に於ける各種會
合、朝禮等に際しては戦敗軍人に對し一齊に
默禱を捧ぐることにす

(ロ) 各自最寄の神社、寺院其の他適當なる場所
に於て傷病軍人の平癒祈願並出征軍人の武運
長久の祈願を行ふことにす

(二) 隣保相扶の徹底

傷病軍人、戦敗軍人の遺族及出征軍人の家族等
に對する勤勞奉仕を一層徹底すると共に自營業
を営む者に對しては其の營業の維持繼續を容易
ならしむる様之が支援の方途を講ずること

(三) 小國民の教化

各學校に於ては本週間實施の趣旨に關し訓話を
行ふの外修身、習字、作文等の教材に之を採取
し戦敗軍人及傷病軍人に對する尊敬感謝の念を

酒養せしむると共に戦歿軍人の遺族の名譽に對する認識を深からしめ以て小國民の教化徹底を圖ること

(四) 軍人傷痍記章の傳達式舉行

成るべく本週間に軍人傷痍記章の傳達式を嚴肅に舉行すること

(五) 善行者の表彰

(イ) 傷痍軍人の接遇に關する善行者(團體を含む)の美德を賞揚する爲之が表彰を行ふこと

(ロ) 戦歿軍人の遺族及出征軍人の家族の處遇其他接護に關する善行者(團體を含む)の美德を賞揚する爲之が表彰を行ふこと

(ハ) 傷痍軍人中其の精神指導上範とするに足る者ある場合は之が表彰を行ふこと

(ニ) 戦歿軍人の遺族、傷痍軍人及出征軍人の家族中孝子、節婦、賢母等ある場合は之が表彰を行ふこと

(六) 接遇改善協議會の開催

映畫館、興行館、湯屋、旅館、理髮店、交通運輸業者等は傷痍軍人の精神的接遇改善に關する協議會を開催し夫々適當なる措置を講ずること

(七) 雇傭主懇談會の開催

傷痍軍人 戦歿軍人の遺族及出征軍人の家族等の就職を容易ならしむると共に現に就職中の者の處遇に遺憾なからしむる爲め各種産業團體若は事業主等關係者は懇談會を開催して自發的に雇傭又は優遇に關する適宜の措置を講ずること

(八) 座席譲與の趣旨の徹底

汽車、汽船、電車、バス等の交通機關又は集會場等に於ては傷痍軍人に對する座席譲與の趣旨の徹底を行ふこと

四、注意事項

(一) 本週間の實施に際しては質實を旨とし専ら實踐上の効果を收むることに重點を置き單なる一時的の催しに墮することなく永續性を持たしむる様留意すること

(二) 各道府縣市町村其他各種團體に於ては地方の實情に應じ具體的細目の計畫を樹立して之を實施し其の實效を擧ぐるに努むること但し戦歿軍人の慰靈祭に付ては靖國神社の大祭に際し別途之を考究すること

◇産業報國會規約の實例

産業報國聯盟の提唱に係る産業報國運動に付ては過般厚生省よりも勞資關係調整方策實施に關し通牒の發せられたこともあり、各社に於ても目下夫々産業報國會の設置準備を進めて居られることと思ふ。付ては其の場合の参考に資する爲めに先きに關東産聯産業平和委員會特別委員會に於ては産業報國會規約參考例(産聯パンフレット第十輯彙報參照)を作成し、又最近産業報國聯盟に於ても本欄最後に示す如く規約例を發表したが、給參考の爲既に設置を見た産業報國會又は類似の機關二三の規約を左に掲げる。

京王電軌産業報國會

一、我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完うせむことを期す

一、我等産業人は産業は經營資本勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し事業者は至誠を以て經營指導の任に當り従業員は至誠を以て忠實に其の職分を盡し勞資一體事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す

規約

- 第一條 本會は京王電軌産業報國會と稱す
- 第二條 本會は京王電氣軌道株式會社の重役及従業員を以て組織す
- 第三條 本會は綱領及社是を體し意思疏通を圖り協心戮力事業發展に専念し勞資一體、産業報國の實を擧ぐることを以て目的とす
- 第四條 本會は前條の目的を達成する爲左の事項を行ふ

- 一、茶話會、懇談會等の開催其の他意思疏通上有益と認むる事項
- 二、敬神、修養、體育、慰安、娛樂、福利共濟、生活改善等に關し本會に於て行ふを適當と認むる事項
- 三、作業改善、能率増進、無駄排除、安全衛生等に關する協力上必要なる事項

四、國民精神總動員運動の徹底上必要なる事項

第五條 本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、委員 若干名

顧問として取締役會長、取締役社長を推戴す

第六條 會長は専務取締役其の任に當り一切の會務を統轄す

副會長は常務取締役其の任に當り會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す

委員は健康保險組合互選議員及會長の指名したる者とす

第七條 會長は必要に應じ委員會を招集す

委員會は當事者間の意思の疏通を圖り、議事は懇談熟議を重ね合意を以て之を處理するものとす

第八條 第四條の事項遂行上必要ある場合は別に部會を設くることあるべし

第九條 本會の經費は會社に於て之を支辨す但特種のものに對しては會員より會費を徴收することあるべし

第十條 本規約運用上必要なる事項は會長別に之を定む

昭和十三年八月

石川島自彊會規約

一、本會は石川島自彊會と稱す

二、本會は本會の綱領を普及達成するを以て目的とす

三、株式會社東京石川島造船所重役及従業員は凡て本會々員とす

四、本會事務所を株式會社東京石川島造船所内に置く

五、本會に職員部及工員部を置く

各部は各其の部分に恪遵し第二條の實踐に協力するものとす

六、各部は其の組織役員機關其の他本會の目的達成に必要な諸規則を別に定むるものとす

七、本會に左の役員を置く

- 會長 一名
- 副會長 二名
- 顧問 若干名
- 理事 若干名
- 評議員 若干名

會長には株式會社東京石川島造船所社長を、副會長には同専務取締役及常務取締役を推戴す

顧問は同重役其他より會長推舉す

理事は評議員中より會長選任し、内若干名を常務理事とす

評議員は會員中より會長選任す

八、會長は本會を代表し會務を統理す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは會長を代理す

理事は會長の旨を承け會務を處理す

評議員は會長の旨を承け重要なる會務を審議す

評議員會規則は別に之を定む

綱領

一、本會々員は建國の大義に邁ひ各その職分に恪遵し産業報國の實踐に努力すべし

一、本會々員は一心一體父子の情誼を以て相親和すべし

一、本會々員は常に人格の正養技能の向上に努力すべし

一、本會々員は互助共濟、共存共榮の實を擧ぐべし

昭和十三年七月

東京市電氣局産業報國會規約

第一章 總則

第一條 東京市電氣局産業報國會は東京市電氣局事業

の公共的使命を體し之が改善進展を期すると共に會員の親和及福祉の増進を圖り以て事業一體産業報國の實を擧ぐるを目的とす

第二條 本會は東京市電氣局所屬全員を以て之を組織す

第三條 本會の事務所は之を東京市電氣局内に置く

第四條 本會々員は左の信條を遵守すべし

一、會員は建國の本義に基き融合一體勤勞以て國に報ゆるの實を擧ぐべし

一、會員は公共事業従事員たるの職分に恪遵し誠實業務に服すべし

一、會員は規律を守り信義禮節の念を篤くすべし

一、會員は心身を鍛練し質實剛健の氣風を養ひ人格の向上に努むべし

一、會員は技能を練磨し能率の増進を計るべし

第二章 役員

第五條 本會に左の役員を置く

會長 一名

副會長 二名

理事 八名

會計理事 一名

參事 四十名

第六條 會長には局長を、副會長には運輸部長及電燈部長を推す

理事及會計理事は參事中より會長之を指名す

第七條 參事は左に掲ぐる者の中より會長之を指名す

一分會長

二 共濟組合部會委員及健康保險組合會議員

三 其の他會員中適當と認むる者

第八條 理事、會計理事及參事の任期は之を一年とす

前項の役員に闕員を生じたるときは三十日以内に之を補闕し其の任期は前任者の残任期間とす

第九條 會長は會務を統理し本會を代表す

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは豫め會長の指名したる副會長其の職務を代理す

理事は會長の旨を承け本會の事務を掌理す

會計理事は會長の旨を承け本會の會計事務を掌理す

第三章 會議

第一節 役員會

第十條 本會に役員會を置く

役員會は會長、副會長及參事を以て之を組織す

第十一條 役員會は會長之を招集す

參事定數の三分の一以上より會議に付すべき事項を示して役員會招集の請求ありたるときは會長之を招集すべし

第十二條 役員會は産業報國の目的を達成する爲左に掲ぐる事項を調査審議す

- 一 能率増進に関する事項
- 二 待遇福利に関する事項
- 三 災害防止に関する事項
- 四 教育修養に関する事項
- 五 保健衛生に関する事項
- 六 體育に関する事項
- 七 趣味娛樂に関する事項

八 豫算決算

九 分會より提出されたる意見

十 其の他會長に於て必要と認むる事項

第十三條 役員會の議長は會長を以て之に充つ

第十四條 役員會は其の定數の半數以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず

第十五條 役員會の議事は出席者の隔意なき協議懇談に依るを原則とし意見の一致を見たる事項は逐次實行するものとす

第十六條 議長必要ありと認むるときは事案に關係ある役員のみを會議を開くことを得

第十七條 會長は會員を指名し役員會の議事に參與せしむることを得

第十八條 役員會に書記二名を置く會員中より會長之を指名す

書記は役員會の庶務に従事す

第十九條 本會は毎年一回總會を開く但し會長必要あり

第二節 總會

第二節 總會

第二節 總會

第二節 總會

第二節 總會

第二節 總會

第二節 總會

りと認むるときは臨時に之を開くことを得

第四章 事業

第二十條 本會の事業概目左の如し

- 一 出動將士の後援
- 二 愛國貯金
- 三 祝祭儀
- 四 講演會
- 五 講習會
- 六 展覽會
- 七 體育會
- 八 演藝音樂會
- 九 文藝會
- 十 園藝會
- 十一 娛樂會
- 十二 映寫會

十三 其他目的達成に必要な事業

第二十一條 本會は別に定むる所に依り前條の事業に必要な費用を會費として納入せしむることあるべし

し

第五章 分會

第二十二條 本會に分會を設く

分會は各課、院、車輛工場及各營業所毎に所屬會員を以て之を組織す

第二十三條 分會に左の役員を置く

- | | |
|------|-------|
| 分會長 | 一名 |
| 幹事 | 六名 |
| 會計幹事 | 一名 |
| 總代 | 二十名以内 |

第二十四條 分會長は當該課、院長、車輛工場長又は營業所長を以て之に充つ

幹事及會計幹事は總代中より分會長の推薦に依り會長之を指名す

第二十五條 總代は左に掲ぐる者の中より分會長の推薦に依り會長之を指名す

- 一 主任
- 二 共濟組合部會委員及健康保險組合會議員

三 其他所屬會員中適當と認むる者

第二十六條 第八條の規定は幹事、會計幹事及總代に付之を準用す

第二十七條 分會長は分會の事務を統轄し分會を代表す

幹事は分會長の旨を承け分會の事務を掌理し分會長事故あるときは豫め分會長の指名したる幹事其の職務を代理す

會計幹事は分會長の旨を承け分會の會計事務を掌理す

第二十八條 分會に總代會を置く

總代會は分會長及總代を以て之を組織す

第二十九條 總代會は分會長之を招集す

第三十條 總代會の議長は分會長を以て之に充つ

第三十一條 總代會の審議決定したる事項中其の重要なものは之を會長に報告すべし

第三十二條 總代會の調査審議すべき事項、會議、參與及書記に付ては役員會に關する規定を準用す

附 則

第三十三條 本規約の變更は會長豫め役員會の意見を徴し之を行ふ

第三十四條 本規約に定むるものの外必要な事項は會長之を定む

昭和十三年八月

◇關東産聯産業平和特別委員會報告

一、昭和十三年八月二十五日(木)午後二時

議件——産業報國會規約例

森田幹事より産業報國會規約例の件に關し名古屋、九州及大阪の各地出張懇談の様様に付、臆副委員長より八月二十四日厚生内務兩次官の連署を以て各地方官宛發せられたる勞資關係調整方策實施に關する依命通牒に付夫々説明があつた後、産業報國聯盟事務局に於て起案したる産業報國會規約例に付逐條審議の結果修正意見を決定し近日開催の産業報國聯盟理事會に於て臆副委員長より提出することとなつた。

第3表 1) 全国(主要24市平均) 労働者生計費指数 内閣統計局調

年 月	総指数	飲食料費	住居費	光熱費	被服費	其他の諸費
昭和十二年 七月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八月	100.6	101.1	100.1	101.0	98.7	101.0
九月	101.7	103.6	100.0	102.6	98.4	101.2
十月	101.8	102.5	100.1	106.7	100.6	101.4
十一月	101.8	101.6	100.3	110.7	101.0	101.7
十二月	103.0	103.9	100.5	111.4	101.5	102.1
昭和十三年 一月	104.4	106.2	100.6	112.7	102.9	102.3
二月	105.8	107.2	101.2	113.4	109.2	102.5
三月	106.8	107.7	101.6	113.5	113.4	102.7
四月	108.0	108.8	102.0	113.8	116.7	103.4
五月	108.3	108.2	102.5	114.4	118.7	104.2
六月	109.0	107.8	103.1	116.2	122.8	104.7
七月	112.2	112.1	103.8	117.9	129.6	105.3
八月	113.3	114.4	104.0	118.7	129.8	105.3

(2) 全国(主要10市平均) 給料生活者生計費指数 内閣統計局調

年 月	総指数	飲食料費	住居費	光熱費	被服費	其他の諸費
昭和十二年 七月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八月	100.6	101.2	100.1	100.9	98.8	101.0
九月	101.7	103.7	100.0	102.3	98.4	101.1
十月	101.8	102.5	100.2	106.2	100.8	101.3
十一月	101.6	101.3	100.3	110.2	101.2	101.5
十二月	102.9	103.7	100.4	110.6	101.6	102.3
昭和十三年 一月	104.2	106.3	100.5	111.3	103.1	101.9
二月	105.5	107.2	101.0	111.7	109.7	102.0
三月	106.3	107.5	101.4	111.9	113.8	102.3
四月	107.5	108.6	101.7	112.2	117.3	103.0
五月	107.7	107.9	102.1	112.9	119.4	103.7
六月	108.4	107.7	102.6	114.4	123.5	104.0
七月	111.6	112.5	103.2	115.7	130.1	04.8
八月	112.7	115.1	103.4	116.4	130.2	04.7

其後の小賣物價及生計費指数 (第四回)

備考 既刊「小賣物價及生計費指数」空欄の個所に適宜お書き願ひ度し

第1表 小賣物價及生計費指数 (昭和七年基準)

年 月	日本銀行調 東京小賣物價指数	商丁省調 全国小賣物價指数	朝日新聞社調 全国生計費指数
昭和六年 平均	99.1	99.6	—
七年 平均	103.0	100.9	100.0
八年 平均	105.4	109.3	102.6
九年 平均	108.7	111.4	106.1
十年 平均	110.8	113.6	110.0
十一年 平均	116.4	118.9	112.7
十二年 平均	127.4	130.8	117.6
昭和十三年 一月	134.9	138.9	121.3
二月	139.2	143.2	122.4
三月	140.9	146.7	123.9
四月	144.4	148.8	125.0
五月	144.4	148.3	125.1
六月	143.9	149.1	126.0
七月	145.7	156.3	128.2
八月	148.5	160.0	—
九月	—	—	—
十月	—	—	—
十一月	—	—	—
十二月	—	—	—

第2表 全国(主要13市平均) 勤勞者生計費指数 (大正3年7月基準) 朝日新聞社調

年 月	総指数	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費
昭和七年 平均	164.0	138	241	160	121	179
八年 平均	168.3	142	236	170	139	180
九年 平均	174.1	152	234	181	147	180
十年 平均	180.5	166	233	178	146	182
十一年 平均	184.9	173	233	183	151	183
十二年 平均	192.8	181	233	199	168	189
昭和十三年 一月	199.0	188	233	224	172	195
二月	200.8	189	233	225	182	195
三月	203.2	190	234	226	191	196
四月	205.0	193	234	230	194	197
五月	205.1	192	233	234	197	198
六月	206.6	192	233	238	204	199
七月	210.3	194	234	242	220	199
八月	—	—	—	—	—	—
九月	—	—	—	—	—	—
十月	—	—	—	—	—	—
十一月	—	—	—	—	—	—
十二月	—	—	—	—	—	—

第3表

	總指數	飲食料費	住居費	光熱費	娯樂費	其他消費
(3) 東京市勞働者生計費指數	八月分 113.4	116.2	102.9	114.6	128.3	107.0
(4) 東京市給料生活者生計費指數	八月分 112.4	116.7	102.5	113.1	129.2	105.6
(5) 大阪市勞働者生計費指數	八月分 112.8	116.4	102.6	112.3	132.1	102.4
(6) 大阪市給料生活者生計費指數	八月分 112.1	116.2	102.6	110.4	133.3	102.0
(7) 名古屋市勞働者生計費指數	六月分 108.0 七月分 110.8 八月分 111.9	107.9	103.6	109.3	121.6	101.2
(8) 名古屋市給料生活者生計費指數	六月分 107.2 七月分 109.8 八月分 111.1	107.6	102.5	104.8	121.7	101.6
(9) 八幡市勞働者生計費指數	六月分 109.1 七月分 112.2 八月分 112.4	106.8	103.2	129.2	119.1	106.0
(10) 八幡市給料生活者生計費指數	六月分 107.8 七月分 110.6 八月分 110.6	105.8	102.9	123.1	119.9	105.6
(11) 札幌市勞働者生計費指數	六月分 109.6 七月分 112.8 八月分 113.5	107.7	103.1	109.5	123.6	108.6
(12) 札幌市給料生活者生計費指數	六月分 108.6 七月分 112.2 八月分 112.9	107.4	101.8	109.2	121.4	108.5

聯合會設立ノ趣意

産業ノ振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹ト爲ルヘキニ拘ラス時務動モスレハ之ヲ閑却シテ論議セラレ加之矯激ナル勞働並ニ社會運動カ産業ヲ破壊シ國家ノ進運ヲ阻害スルノ虞漸次大ナラムトシツツアルハ齊シク憂慮ニ堪ヘサル所ナリトス此ノ秋ニ方リ全國ノ産業團體ノ緊密ナル聯繫ヲ保チ社會及政治ノ推移ニ注視シテ平素ノ對策ヲ講究スルト共ニ産業經濟上共通ノ重要問題ニ付テハ共同ノ調査審議ヲ行ヒ之ニ關スル意見ヲ發表シテ輿論ヲ喚起シ且其ノ實現ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナリト信ス紋上ノ情勢ニ鑑ミル所アリ本年二月勞働組合法案對策協議ノ爲東京市ニ於テ開催セラレタル全國産業團體聯合協議會ニ於ケル全會一致ノ決議ニ基キ茲ニ關東、關西、中部、西部、北部ノ諸地方ニ各産業團體聯合會ヲ設立シ此ノ五地方聯合會ハ更ニ聯合シテ全國産業團體聯合會ヲ組織シ以テ其ノ目的ノ貫徹ヲ期シ邦家産業ノ發展ニ寄與セムトス

昭和六年五月

全國産業團體聯合會事務局

東京市麹町區丸ノ内一ノ二 日本工業俱樂部ビル内

電話丸ノ内(23)〇六二四番
振替東京七四七三三番

地方産業團體聯合會事務所

關東産業團體聯合會 東京市麹町區丸ノ内一ノ二 日本工業俱樂部ビル内 電話丸ノ内(23)〇六二四番

關西産業團體聯合會 大阪市西區土佐堀通一 大同ビル内 電話土佐堀(44)四〇七三番

中部産業團體聯合會 名古屋市中區大池町 名古屋商工會事務所内 電話中(3)一一八一番

西部産業團體聯合會 福岡市天神町二 千代田ビル内 電話西 二四一一番

北部産業團體聯合會 札幌市北一條西四ノ一 札幌商工會事務所内 電話 五〇二〇番

産聯パンフレット既刊目録

- 第一輯 全産聯の使命と事業
- 第二輯 産業行政機構の改善と中小商工業
- 第三輯 退職手当制度について
- 第四輯 我國産業の特異性
- 第五輯 退職積立金及び退職手当法について
- 第六輯 税制改革案の検討
- 第七輯 佛蘭西の新労働法について
- 第八輯 伊太利の産業及労働統制
- 第九輯 ナチス獨逸の産業精神
- 第十輯 ナチス獨逸の勞務統制
- 第十一輯 ニュー・ディールの諸相

實費郵税共 五 錢

(残部無)

五 錢

五 錢

拾 錢

拾 錢

貳拾 錢

貳拾 錢

貳拾 錢

貳拾 錢

貳拾 錢

昭和十三年九月十三日印刷納本
昭和十三年九月十七日發行

實費郵稅共貳拾錢

編輯兼發行人	東京市荏原區小山町二八三番地	石川彌吉
印刷人	東京市深川區白河町四丁目二番地ノ一	松井方利
印刷所	東京市深川區白河町四丁目二番地ノ一	東京印刷株式會社
發行所	東京市龜町區丸ノ内一丁目二番地 日本工業俱樂部ビルディング内	全國產業團體 聯合會事務局

電話丸ノ内(五〇六二三四番)
振替東京七四七三三四番

關東産聯相談部事業案内

一、調

査

二、法

規 相

談

三、勞務管理相談

四、講師の紹介幹旋

五、工場鑛山見學視察の幹旋

備考 (一)

(二)

調査につき特に經費を要したとき及相談乃至講演等の依頼に應じ當部より講師を派遣したときは場合により實費を申受けることがあります
(三) 御相談の内容又は事態の如何に由つては御需めに應じ兼ねる場合もあります
すから豫め御承知願ひます

従業員待遇施設其の他一般労働問題に関する調査並に之に関する圖書資料統計等の供覽
工場法規、鑛業法規、労働者災害扶助法規及健康保険法規其の他労働關係法規の解釋説明、就業規則、扶助規則其の他諸規則に関する相談
勞務管理方法(例之職制、賃銀、時間、休日等)及福利施設(例之修養、娛樂、共濟、保險、退職手當等)に関する相談
産業經濟社會問題に関する講演會、講習會等に於ける講師の選擇、紹介、幹旋並に當聯合會關係者の講演幹旋
本會關係會社工場鑛山等見學視察の仲介幹旋

所在地

東京市麴町區丸ノ内一ノ二
日本工業俱樂部ビル
關東産業團體聯合會事務所内
電話丸ノ内五〇八六一二三四